

平成23年3月第31回亶理町議会定例会会議録（第5号）

○ 平成23年3月9日第31回亶理町議会定例会は、亶理町議会議事堂に招集された。

○ 応招議員（20名）

1 番	小野 一雄	2 番	熊澤 勇
3 番	鞠子 幸則	4 番	相澤 久美子
5 番	渡邊 健一	6 番	高野 孝一
7 番	宍戸 秀正	8 番	安藤 美重子
9 番	鈴木 高行	10番	平間 竹夫
11番	佐藤 アヤ	12番	佐藤 實
13番	山本 久人	14番	熊田 芳子
15番	安田 重行	16番	永浜 紀次
17番	高野 進	18番	島田 金一
19番	安細 隆之	20番	岩佐 信一

○ 不応招議員（0名）

○ 出席議員（20名） 応招議員に同じ

○ 欠席議員（ 0名） 不応招議員に同じ

○ 説明のため出席した者の職氏名

町 長	齋 藤 邦 男	副 町 長	齋 藤 貞
総務課長	森 忠 則	企 画 財 政 課 長	佐 藤 仁 志
税務課長	日 下 初 夫	保 健 福 祉 課 長	佐 藤 浄
町 民 生 活 課 長	安 喰 和 子	産 業 観 光 課 長	東 常 太 郎
わたり温泉 鳥の海所長	作 間 行 雄	都 市 建 設 課 長	古 積 敏 男
上 下 水 道 課 長	清 野 博 文	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長	齋 藤 良 一
教 育 長	岩 城 敏 夫	学 務 課 長	遠 藤 敏 夫
生 涯 学 習 課 長	佐々木 利 久	農 業 委 員 会 事 務 局 長	酒 井 庄 市
代 表 監 査 委 員	齋 藤 功		

○ 事務局より出席した者の職氏名

事務局長	佐 藤 正 司	庶務班長	牛 坂 昌 浩
書記	佐 藤 義 行		

議事日程第4号

〔議事日程表末尾掲載〕

本日の会議に付した案件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 1 3 号 平成 2 3 年度互理町一般会計予算
- 日程第 3 議案第 1 4 号 平成 2 3 年度互理町国民健康保険特別会計予算
- 日程第 4 議案第 1 5 号 平成 2 3 年度互理町奨学資金貸付特別会計予算
- 日程第 5 議案第 1 6 号 平成 2 3 年度互理町公共下水道事業特別会計予算
- 日程第 6 議案第 1 7 号 平成 2 3 年度互理町土地取得特別会計予算
- 日程第 7 議案第 1 8 号 平成 2 3 年度互理町介護保険特別会計予算
- 日程第 8 議案第 1 9 号 平成 2 3 年度わたり温泉島の海特別会計予算
- 日程第 9 議案第 2 0 号 平成 2 3 年度互理町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第 1 0 議案第 2 1 号 平成 2 3 年度互理町工業用地等造成事業特別会計予算
- 日程第 1 1 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度互理町水道事業会計予算

(以上 1 0 件一括議題・総括質疑・特別委員会付託)

午前 9 時 5 8 分 開議

議長 (岩佐信一君) これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりであります。

日程第 1 会議録署名議員の指名

議長 (岩佐信一君) 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 110 条の規定により、18 番 島田金一議員、19 番 安細隆之議員を指名いたします。

日程第 2 議案第 1 3 号 平成 2 3 年度互理町一般会計予算から

日程第 1 1 議案第 2 2 号 平成 2 3 年度互理町水道事業会計予算まで

(以上 1 0 件一括議題)

議長（岩佐信一君） 日程第2、議案第13号 平成23年度互理町一般会計予算から日程第11、議案第22号 平成23年度互理町水道事業会計予算までの以上10件を一括議題といたします。

〔議題末尾掲載〕

議長（岩佐信一君） 当局から提案理由の説明を求めます。

まず、議案第13号 平成23年度互理町一般会計予算について、企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案第13号 平成23年度互理町一般会計予算についてご説明を申し上げます。

平成23年度互理町の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ98億300万円と定める。

これにつきましては、前年度との比較では、率にして8.8%の増となっております。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、5億円と定める。

次に、6ページをお開き願います。

第2表、債務負担行為。事項、期間、限度額というふうにご説明を申し上げます。

住民基本台帳法改正に伴うシステム導入委託料。期間が平成24年度から25年度まで。528万8,000円を限度額にするものでございます。

中小企業振興資金損失補償料。期間が平成24年度から平成33年度まで。限度額

については預託金の10%以内というふうに定めるものです。

次に、平成23年度合併浄化槽設置資金融資あっせん利子補給金。期間が平成24年度から平成26年度まで。2万5,000円を限度額にするものでございます。

次に、平成23年度合併浄化槽設置資金融資あっせんに係る損失補填。期間が平成24年度から26年度まで。15万円を限度額にするものでございます。

次に、第3表、地方債。地方債については、起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還方法というふうにご説明を申し上げます。

臨時財政対策債、5億8,000万円。漁港修築事業債、1,350万円。農業基盤整備事業債、2,610万円。都市計画事業債、5,580万円。消防施設整備事業債、400万円。合計のトータルが本年度の起債限度額は6億7,940万円でございます。

起債の方法、利率、償還方法については記載のとおりでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第14号 平成23年度亘理町国民健康保険特別会計予算について、保健福祉課長からの説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第14号 平成23年度亘理町国民健康保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成23年度亘理町の国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ39億3,765万8,000円と定める。

これにつきましては、前年度対比で0.8%の増、額にいたしまして3,236万6,000円の増となっております。

第2条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1億円と定める。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第15号 平成23年度亘理町奨学資金貸付特別会計予算について、学務課長の説明を求めます。学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは、議案第15号 平成23年度亙理町奨学資金貸付特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成23年度亙理町の奨学資金貸付特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,240万4,000円と定める。

前年対比で約20%ほどの減となっております。金額で申し上げますと267万8,000円の減となっております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第16号 平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計予算について、上下水道課長の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） それでは、議案第16号 平成23年度亙理町公共下水道事業特別会計予算についてご説明いたします。

平成23年度亙理町の公共下水道事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ16億3,022万9,000円と定める。

前年度対比で4.4%の減。金額にしまして7,438万4,000円の減となっております。

第2条、債務負担行為。

地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

第3条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことのできる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

第4条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定める。

次に、17ページをお開きください。

第2表、債務負担行為。

事項、平成23年度水洗便所改造資金融資あっせん利子補給金。期間は、平成24年度から26年度まで。限度額は17万円でございます。

次に、平成23年度水洗便所改造資金融資あっせんに係る損失補てん。期間は、平成24年度から26年度まで。限度額は300万円でございます。

第3表、地方債。

起債の目的と限度額、公共下水道事業債1億9,770万円、流域下水道事業債2,310万円、公共下水道資本費平準化債1億9,710万円、流域下水道資本費平準化債2,100万円、計4億3,890万円。起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第17号 平成23年度亙理町土地取得特別会計予算について、企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案第17号 平成23年度亙理町土地取得特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成23年度亙理町の土地取得特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ514万1,000円と定めるものでございます。

前年度対比で1.4%の減、額にしまして7万3,000円の減となったところでございます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第18号 平成23年度亙理町介護保険特別会計予算について、保健福祉課長の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、議案第18号 平成23年度亙理町介護保険特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成23年度亙理町の介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ21億9,757万8,000円と定める。

これにつきましては、前年度対比で13.0%の増、額にいたしまして2億5,299万

9,000円の増となっております。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第19号 平成23年度わたり温泉鳥の海特別会計予算について、わたり温泉鳥の海所長の説明を求めます。わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） それでは、議案第19号 平成23年度わたり温泉鳥の海特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成23年度亘理町のわたり温泉鳥の海特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ4億1,288万4,000円と定める。

これは、対前年度比で率としまして9.4%の増、額としまして3,558万3,000円の増の予算となっております。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第20号 平成23年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算について、保健福祉課長の説明を求めます。保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 議案第20号 平成23年度亘理町後期高齢者医療特別会計予算についてご説明申し上げます。

平成23年度亘理町の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億7,938万9,000円と定める。

これにつきましては、前年度対比で0.9%の増、額にいたしまして262万円の増となっております。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第21号 平成23年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算について、企画財政課長の説明を求めます。企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、議案第21号 平成23年度亘理町工業用地等造成事業特別会計予算についてご説明を申し上げます。

平成23年度亘理町の工業用地等造成事業特別会計の予算は、次に定めるところ



による。

第1条、歳入歳出予算。

歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ9億4,750万4,000円と定める。

第2条、地方債。

地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還方法は、「第2表 地方債」による。

第3条、一時借入金。

地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3億円と定めるものであります。

次に、33ページをお開き願います。

第2表、地方債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還方法というふうにご説明申し上げます。

内陸工業用地等造成事業元利金債。9億1,690万円を限度額にするものでございます。起債の方法、利率、償還方法については一般会計と同じでございますので、説明を省略させていただきます。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 次に、議案第22号 平成23年度亘理町水道事業会計予算について、上下水道課長の説明を求めます。上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 議案第22号 平成23年度亘理町水道事業会計予算についてご説明いたします。

第1条、総則。

平成23年度亘理町水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

第2条、業務の予定量。

業務の予定量は、次のとおりとする。

1号、給水戸数、1万1,100戸。

これにつきましては、前年度と同じでございます。

2号、年間総給水量、363万立方メートル。

これにつきましても前年度と同量でございます。

3号、一日平均給水量、9,918立方メートル。

率にして0.27%の減、前年度対比で27立方メートルの減となっております。

4号、主要な建設改良事業、都市計画道路南町鹿島線外配水管布設工事外、事業費予定額1億9,650万円。

前年対比で37.4%の増、金額にいたしまして5,350万円の増となっております。

第3条、収益的収入及び支出。

収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入。第1款事業収益8億3,296万3,000円。前年対比で1.3%の減、金額で1,062万8,000円の減となっております。

支出。第1款事業費8億1,301万8,000円。前年対比で1.7%の減、金額で1,372万9,000円の減となっております。

第4条、資本的収入及び支出。

資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。（資本的収入が資本的支出額に対し不足する額2億7,767万5,000円は、過年度分損益勘定留保資金で205万2,000円、当年度分損益勘定留保資金1億3,562万3,000円、減債積立金4,000万円、建設改良積立金1億円で補てんするものとする。）

収入。第1款資本的収入9,439万7,000円。対前年比で12.3%の増、金額で1,030万9,000円の増となっております。

支出。第1款資本的支出3億7,207万2,000円。前年対比で17.3%の増、金額で5,476万円の増となっております。

それでは、次のページをお開きください。

第5条、企業債。

起債の目的、限度額、起債の方法、利率、償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的と限度額、亶理町水道第4次拡張事業2,000万円、亶理町水道配水管整備事業3,000万円、計5,000万円。

起債の方法、利率、償還の方法は記載のとおりでございます。

第6条、一時借入金。

一時借入金の限度額は、5,000万円と定める。

以上で説明を終わります。

議長（岩佐信一君） 以上で一括議題に係る提案理由の説明が終わりました。

これより総括質疑に入ります。

町長の平成23年度施政方針及び議案第13号から議案第22号までの当初予算について質疑を許します。

通告者は順次発言を許します。3番鞠子幸則議員、登壇。

〔3番 鞠子幸則君 登壇〕

3番（鞠子幸則君） 3番 鞠子幸則です。

私は、一つについて総括質疑を行います。

平成23年度当初予算の主な新規、拡充事業についてであります。

平成23年度当初予算で（1）町民と築く「地域協働のまちづくり」、（2）安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」、（3）安心して生涯を託せる「保健福祉のまちづくり」、（4）こころ豊かにふれあう「教育・文化と交流のまちづくり」、（5）活力あふれる「産業拠点のまちづくり」のそれぞれの分野での主な新規、拡充事業は何か、答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、全体にわたるご質問でございますので、全体的な質問の回答については企画財政課の方で回答させていただき、再質疑からは各担当課長の方で回答をさせていただきたいということをお願いしたいと思えます。

それでは、平成23年度当初予算に計上しました主な新規、拡充事業についてお答えをさせていただきます。

初めに、1番目の町民と築く「地域協働のまちづくり」の分野におきましては、まず拡充事業としましてはメール配信事業が挙げられます。メール配信事業につきましては、平成22年度から町民の皆様には防災情報等を発信しているところでありますが、平成23年4月からは従来の情報に加え、子育て支援の充実を図る観点から子育て講座や相談などの子育て支援情報を発信する予定であります。

次に、平成22年10月から12月にかけて順次吉田西部地区、吉田東部地区、荒浜地区にまちづくり協議会が設立されておりますが、今月中に亙理地区、逢隈地区

におきましても協議会が設立される予定であります。22年度に引き続き、国の緊急雇用創出事業を活用しながら支援事業を行っていく予定であります。

次に、2点目の安全で利便性の高い「快適環境のまちづくり」分野について申し上げます。

まず、主な新規事業としまして、23年度から3年間をかけ防災行政無線、これは固定系を言いますけれども、を整備する予定であり、23年度においては無線のデジタル化更新及び難聴地域解消を目的に親局と子局18局の増設を行う予定であります。

また、活力創出基盤整備事業、地方道路整備事業でございます、におきましては、歩行者等の安全を考慮し、町道亘理浜吉田線、沼添一里原線の歩道整備等の改良工事を実施いたします。

安全安心対策緊急支援事業、公園等の整備事業におきましては、都市公園の長寿命化、バリアフリー化を図る目的で老朽化しております鳥の海公園のトイレ改修、これは2カ所でございます。及び周辺園路改修等を実施する予定であります。

さらには、公営住宅ストック総合改善事業におきましては、7月24日のアナログテレビ放送終了に対応すべく、袖ヶ沢、下茨田住宅に地デジ対応アンテナを設置する予定であります。

これらの新規事業は、いずれも国の補助金、交付金を活用して実施する事業であります。

また、拡充事業としましては、防犯灯設置事業におきましてみやぎ環境税を活用しながら新たにLED灯を設置するものであります。

続きまして、3点目の安心して生涯を託せる「保健福祉のまちづくり」分野について申し上げます。

新規事業としましては、まず疾病予防や子育て支援対策としまして、子宮頸がん、ヒブ、小児用肺炎球菌予防接種事業を全額公費負担で実施いたします。

さらに、4月から開園予定であります亘理カトリック保育園に対する経費及び町内企業の事業所内保育に対する補助金。これはヤクルト販売事業所での託児でございます。を新規で計上しております。カトリック保育園につきましては、定

員60人の認可保育施設であり、本町における喫緊の課題であります保育所待機児童の解消に大きく寄与するものと考えております。

拡充事業としましては、22年度に再開される23年度において3歳、9歳、10歳児の積極的勧奨対象となります日本脳炎予防接種事業、さらには乳幼児医療費事業におきまして10月から町単独事業を拡大し、小学生から中学生までの入院医療費について助成を行う予定であります。

なお、平成22年度から障害者自立支援法の一部改正に伴い低所得の障害者等につきまして従来の1割負担が自己負担なしとなったことから、障害者扶助費、増額で約3,571万4,000円でございますが、予算を増額しておるところでございます。

続きまして、第4点目のこころ豊かにふれあう「教育・文化と交流のまちづくり」分野について申し上げます。

新規事業としまして、子育て支援に通ずる部分もありますが、各公民館等における各種講座開催時におきまして、子育てしている受講者へ対応するため託児を設け、だれもが参加しやすい環境づくりを実施していく予定であります。

また、国指定文化財であります三十三間堂官衙遺跡につきましては、文化財上非常に貴重な遺跡でありますので、逢隈駅のホームなどからよく見えるような看板を設置し、積極的にPRしていきたいと考えております。

さらには、海洋センター体育館におきまして、B&G財団及び県の補助を活用しながら照明器の更新及び玄関入り口のスロープ工事を実施し、利用者の利便向上を図るものであります。

拡充事業としましては、文部科学省指導のもとゆとり教育からの脱却を目指し、小中学校の標準授業時間数が増加することになっており、小学校における外国語授業時数についても23年度から年間で35時間、週1時間が義務づけられます。本町におきましては、これまで中学校語学指導経費の中で小学校における外国語指導授業を実施してまいりましたが、23年度からは外国語指導のさらなる充実を図る目的で小学校費においても語学指導経費を計上し、小中学校あわせて事業費を増額しているところでございます。

また、制度上の拡充ではありませんが、小中学校児童生徒に対する要保護・準

要保護就学援助費、特別支援教育就学奨励費につきましても、保護者等の経済的負担を軽減するために予算措置し計上をしたところでございます。

最後に、5点目の活力あふれる「産業拠点のまちづくり」分野について申し上げます。

新規事業としましては、本町の基幹産業であります農業におきまして、米価の大幅な下落に伴う転作推進対策であります大豆生産に係るブームプレイヤーの購入、新規需用米、これは飼料用米でございますが、乾燥調整施設設備に対し助成を行うみやぎの水田農業改革支援事業を実施するとともに、本町の特産品でありますイチゴ生産に係るパイプハウス導入に対し助成を行う園芸特産重点整備事業強化事業を実施する予定であります。

さらには、昨今、ひこにゃんに代表されるいわゆる「ゆるキャラ」ブームが起こっておりますが、本町におきましても新たに観光キャラクターの着ぐるみを県の振興総合補助金を活用して作成し、これは1体でございます。各イベント等におきまして亙理町の魅力を発信していきたいと考えております。

拡充事業としましては、近年ふえ続ける有害鳥獣、特にイノシシによる農作物被害に対応するため、みやぎ環境税を活用しまして有害鳥獣駆除事業に対する補助を拡大していく予定であります。

以上、主なものを述べさせていただきましたが、23年におきましても厳しい財政状況の中で予算編成ではありますが、新規拡充事業につきましては町民の皆様にも真に必要とされている事業について可能な限り国庫、県補助等を活用しながら予算を計上したものであります。

以上でお答えとします。

議長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 2番目の「快適環境のまちづくり」で新しい取り組み、公共ゾーン施設建設委員会の委員報酬、これは先ほど述べられていないので、これは新しいソフトの事業なのかどうかです。

あと、拡充事業と言えるかどうかですけれども、下水道の吉田東部地区汚水幹線整備事業、逢隈地区の面整備事業、坂下川、兎沢などの河川改修事業、これは拡充事業と言えるのかどうかです。

それと、3番目の「保健福祉のまちづくり」です。先ほど言われましたけれども、10月から小学校から中学校までの入院医療費の助成、無料化。これは国保だけなのか社保も含めるのか。そして、金額的には幾らになるのかです。

あと、4番目、「教育・文化と交流のまちづくり」、これは拡充事業だと思うんですけども、小学校、具体的には亙理小学校、逢隈小学校の特別教育支援員の1名それぞれ増と。これは拡充事業なのか、それぞれ答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 今回、先ほど答弁したのは主なものということでございまして、議員さんがおっしゃるように公共ゾーンの整備事業の中に今回ソフト事業ということで公共ゾーン施設建設委員会ということで102万2,000円の予算を計上しているところでございます。委員数については、一般公募、学識経験者、大学の教授を含めて15名の構成で予算を計上したところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 上下水道課長。

上下水道課長（清野博文君） 先ほどご質問ありました5-1号の幹線につきましては、平成22年度から実施しているものでございます。これにつきましては、計画どおり浜吉田周辺の汚水を取り込むべく幹線工事をするというふうなことで継続して行っているものでございます。

それから、逢隈駅周辺の面整備ですけれども、これにつきましても計画的に実施している事業でございまして、改めて拡充というふうなことでなしに計画に基づいてやっている事業でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 都市建設課長。

都市建設課長（古積敏男君） 続きまして、第3点目の坂下川、兎沢の事業が拡張事業に該当するかということなんですけれども、坂下川につきましては平成21年度からの継続事業でございます。それから、兎沢につきましては22年度からの継続事業ということでございますので、拡張事業には該当しないということでの回答とさせていただきます。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） 10月から予定しております中学生までの入院費の引き上げについてでございますけれども、町内の中学生全員というふうなことで、社保、国保すべてと。（「小学校もだね」の声あり）そうです。失礼しました。小学校、中学生全員というふうなことで、保険に区別はなく全員というふうなことでございます。額にしましては、実績からいきますと200万程度かなというふうにごえております。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） 最後の支援員のご質問でございますけれども、支援員につきましては22年度も緊急雇用で2名ほど雇用させていただいております。それで、23年度も新たに2名別の方というふうになりますけれども、雇用しますので。人数的には22年と同人数ということでございます。以上でございます。

議 長（岩佐信一君） 鞠子幸則議員。

3 番（鞠子幸則君） 町政全般の基本的な姿勢、これは町長にぜひ答弁していただきたいんですけれども、というのは公共ゾーン、あと企業誘致、そしてわたり温泉島の海の経営、国民健康保険などこういう課題が山積しているんです。しかも、どれもこの課題を解決するのはかなり難しい問題もあります。本当に知恵を絞らないと解決できない問題であります。しかも、こういう大きな問題が重なったのも、私、議員になってから初めてです。ですから、その解決にどういうふうにして取り組むのか。

あと、もう一つは、今町民の暮らしは本当に大変です。そういう中で、自治体としてどういう姿勢で町政に臨むのか、それが問われている時代であります。私は、原点に立ち返って、原点というのは日本国憲法の第92条で地方自治の本旨が定められております。そして、地方自治法第1条の2で地方自治体というのは住民の福祉の増進を目的とするということです。この原点に立ち返って暮らしと仕事、雇用、これを自治体が応援する。そして、地域経済を活性化する。この取り組みが非常に重要になっていると思います。とりわけ今の国の政治見てみると、政権公約、マニフェストを裏切り、そして迷走を続けている。だからこそ自治体が国の悪い政治の防波堤となって住民の暮らしを守る。そういう基本的な原点に立ち返って町政を運営する。そのことが大事だし、何よりも住民が主人公ですか



ら、住民の意見をよく聞いて物事を解決する。それが大事だと思いますけれども、町長はどうですか。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） ただいま鞠子議員さんから総合的なこれからの事業計画それらについての優先度というか、それを十分見きわめながら進めるべきではなからうかということでございますけれども、そのとおりだと思います。

そういう中で、今年の予算編成に当たっては、やはりソフト面を重点的に編成をさせていただいたわけでございます。そういう中で、やはり工業用地の団地の企業誘致そのものについては喫緊の課題であると思っておるところでございます。これについては、平成8年のスタートいたしました第3次の総合発展計画の中から工業団地の整備促進ということでの位置づけがあり、そういう中で一昨年、エム・セテックという企業が進出するということから、あの現在の中央工業団地に張りつけを、用地買収し、一部造成工事をしたわけでございます。これが企業誘致促進することが最も、ただいま申された住民の、若者の定住促進の位置づけになるということで、この工場誘致については全力を挙げて、そして取り組んでまいりたいと思っておるところでございます。

また、公共ゾーンそのものについても一昨日来の一般質問でもお答えいたしましたところでございますけれども、これについては逢隈西部圃場整備の中から非農用地ということで関係者のご同意を得ながら公共ゾーン並びにアクセス道路合わせまして17万2,000平米の用地を取得させていただいておるわけでございます。これらについても平成8年度からの第3次の総合発展計画の中での計画であったわけでございますけれども、平成14年度からの逢隈西部圃場整備にあわせまして用地を取得させていただいたところでございます。これらの建設については、ご案内のとおり五つの施設でございます。これらについても、やはり保健センター並びにこの役場庁舎については老朽化が甚だしいということでございまして、万一大型な宮城県沖地震が来た場合、さらにはご案内のとおりニュージーランドですか、あのような被害があったということから、私、寝ても起きてもそのことが、地震が来なければよろしいなと思っております。危機管理上、大変必要ではなからうかと思っておりますので、これらの財源そのものについては、やはり国、

県、特に県の市町村課ともいろいろと財政計画をしながら、それらの推進に当たってまいりたいと思っておるところでございます。

また、わたり温泉鳥の海というお話もあったわけです。これらについてもやはり亘理町のももとの建物は昭和44年だったと思いますけれども老朽化が甚だしい。そういうことから、浴場が漏れるとかいろいろと苦情があったわけでございますので、そういう中での平成20年にオープンをさせていただきました。これについては、これからは観光と福祉と環境の問題が最も大事だということでの位置づけでこのわたり温泉鳥の海そのものを建設させていただいたわけでございます。これらによって地域の相乗効果も大いにあったのではなかろうかと思っておるわけでございますけれども、これらについても経営安定のため、そのためには働いている方あるいは料金体系それらについても十分考慮すべき内容もあろうかと思っておりますけれども、これについても所長初め関係の職員に叱咤激励をしながら推進しなければならないと思っておるところでございます。

そういう中で、地方自治法に定めておりますとおり、住民の福祉向上ということを前提に何事も福祉、町民の福祉増進という形で今後も健全財政を堅持しながら進めてまいりたいと思っておるところでございます。以上でございます。

(「終わります」の声あり)

議長(岩佐信一君) これをもって鞠子幸則議員の質疑を終結いたします。

次に、9番鈴木高行議員、登壇。

[9番 鈴木高行君 登壇]

9番(鈴木高行君) 鈴木高行です。

私は、3点質問、総括でいたします。

まず初めに、まちづくり協議会についてご質問いたします。

施政方針の中に、地域の方々がみずから町政に参画するまちはおのずと魅力あるまちになると確信しておりますとあります。また、平成23年度は、地域の実情に沿った住民による地域自治を推進するための組織となるまちづくり協議会を組織し、自主的な活動や運営への支援をし、町民の参加活動を推進することであるとあります。このような文言の中で、私は具体的にどのような動きになるのか。成果としてはすぐにあらわれないとは思いますが、町としてそのまちづく

り協議会にどのような期待をしているのか。また、その協議会に町がどのようにかかわっていくのか。そういう点で見えないところがあるので、この辺の当局の見解をまず伺います。

次は、農地・水・環境保全支援事業についてでございます。

この事業は、平成19年度から国、県の補助事業として本町の農地の持つ多面的な機能の保持と農村環境の質的向上を図るための活動を支援するという5年間の期限付きの交付金事業である。これは認識しておりますけれども、これらに従事する農家の実行組合を主とした町内6支援隊や関係諸団体の活動実態は、回って見ればわかっております。けれども、今後の活動のために財政的措置はどう考えているのかということをもまず伺います。

次に、3番目の工業用地等造成事業特別会計について。

これは、エム・セテック（株）の工場進出により創設された工業用地等造成事業特別会計の事業内容と会計処理についてちょっと伺いますけれども、会計処理では歳入で町債が9億1,700万、歳出は償還金9億2,400万、要するに民間からの借入金約9億2,000万を借入金で、借入金は政府機関の借入金だと思いますけれども、地方債で返還するというような会計処理になっていると思います。これは、たとえ民間でいうならば、俗に言う自転車操業です。借りたものを借りて返すような会計処理。このような会計処理になるのは、本町の今の財政事情からすれば少しはやむを得ないのかなと考えておりますけれども、しかし融資の借入金が返済期限が来た。それをまた借入金で返済する。このような財政処理のあり方は少々異常ではないかと考えます。もう少しこういう事情を我々議会並びに町民に理解されるように説明する責任もあるし、また処理の方法からすれば、今年の補正予算、3月の補正予定では4億円、当初では2億円の庁舎建設基金の積立金も余力があります。また、財政調整基金では十何億の金も持っている。こういうものを活用して約13億円の団地の借入金を返済すれば、充当すれば、朝の説明では9億円の返済利子は1.8%というふうな説明ちょっと受けたんですけども、予測です。こういう1.8%、9億円の1.8%という約1,700万くらいの償還金利子を返す必要もない。そういう充当の仕方によっては借金で借金を返す。そして、多額な利子を払うという必要もなくなるし、こういうやりくりも我々議会にも町民

にも説明する必要がある。また、やり方によっては、今の町債を財調とか積立金である程度の額を返済するといつて残った分は償還金、町債で賄うとかそういうやり方であれば、町民も我々も理解するし、ちょっとこのやり方は、借りたものを借りて返す。そして、利子を払うと。そういうやり方はちょっと異常でないのかなと私は思っているんですけども、その辺。今、3点目ですね、まず。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、私の方から第1点目のまちづくり協議会についてまず回答させていただきたいと思います。

まちづくり協議会につきましては、多くの自治体が社会環境の変化や少子高齢化などを背景に今後とも地域を健全で適切に維持するためにも、これまでの国、県、町における地域活性化だけでなく地方再生に懸念がありまちづくり協議会への期待が広まっているという現状でございます。本町でも地域の課題解決やまちづくりには、個々に取り組むよりも組織として取り組み活動した方が効果的であり、地域の維持、活性化に担い手として地域内の多様な組織が協働で対応する住民自治組織が大事であると認識し、その主な役割として、一つには協働のまちづくり面においては、住民と行政の役割分担、行政施策の検討などが挙げられます。2点目が、住民主体の地域づくり面においては、住民主体の地域づくりへの転換。課題解決に取り組む力の向上、自治組織運営の活性化などが挙げられます。3点目は、住民とのコミュニケーション面においては、住民と行政のパイプ役並びに信頼関係の構築、住民と行政の情報共有、地域での各種団体の相談窓口の一本化、住民に関係する一般事務の円滑などが挙げられます。また、行政職員、すなわち役場職員でございますが、地域への理解が非常に重要であるというふうに認識しているところでもあります。本町では、昨年10月に吉田西部地区まちづくり協議会が設立されて以来、今年度において五つの協議会が設立または設立予定でありますので、当初計画どおり平成22年、23年度においてふるさと雇用再生特別基金事業等を活用し、まちづくり協議会の体制整備を図り、その力が十分発揮できる環境を整えていきたいと考えております。

ちなみに、吉田西部が今申し上げたとおり10月3日、吉田東部地区が12月17日、荒浜地区が12月20日に既に設立がされております。今後の予定としては、亘

理地区が3月28日の月曜日、逢隈地区が3月29日の火曜日にすべて役員会、準備会の全体会が終了されておりまして、その設立総会に向けて動いておる状況でございます。

また、事業にどのような期待を持っているのかというご質問でございますが、まちづくり協議会で検討していただいきたいと考えておる町の考え方としては、今後まちづくり協議会と行政で構成する連絡会を設けて検討し、まちづくりに関する情報交換や課題、役割分担、行政側の受託事務についても今後話し合いを行い、各地域で効果的な活動が展開できるよう支援を行い、町の活性化に結びつくことができると考えているところでございます。

次に、2点目については、産業観光課長から。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） では、2点目の農地・水・環境保全支援事業についてお答えいたします。

農地・水・環境保全向上対策支援事業は、平成19年度より町内全域を活動範囲といたしまして、関係75行政区すべて参加する手法をとり、農業者のみならず地域ぐるみでの取り組みにより、農地や農業用水路、農道などの資源や農村環境を守るための協働活動組織を構築するための支援をしてまいりました。その間、地域の活動としまして取り組まなければならない重要な事業であることを活動組織の皆様が再認識したものであります。しかし、地域によってはまだ温度差のあるところも現実であります。

質問にあります平成23年度以降の事業につきましてはまだ未定となっておりますが、農地における多面的機能、すなわち国土の保全機能、水源の涵養機能、自然環境の保全機能、良好な景観の形成機能等の役割が大きいことから、今後も適正な管理をしていく重要な事業であると考えていることから、この事業の継続を国、県に働きかけたいと考えております。

また、今後の事業等の取り組みにつきましては、町民への参加を促すため、各行政区長、農政推進員、農家実行組合と連携を図り進めてまいりますが、非農業者との連携を図るためには、平成23年3月中に設立されます各地区の協働まちづくり協議会と調整を図りながら、町民一体となって環境保全等に取り組みたいと

考えております。以上でございます。

3点目については企画財政課長の方から。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、3点目の工業用地等の造成事業特別会計についての事業内容、今後の方針についてお答えさせていただきたいと思っております。

まず、23年度の事業内容について申し上げますと、亙理中央地区工業団地への進出企業を見つけることが喫緊の課題でありますので、宮城県内だけにとどまらず企業の本社が集中している首都圏まで足を運び、企業誘致活動に全力を入れてまいりたいと考えております。

具体的には、本年度も参加しました、23年度も開催予定である宮城県主催によります東京及び名古屋の企業立地セミナーへ参加し、県北に集中しております自動車関連企業のみならず高度電子関連企業や景気に影響されにくいと言われております食品関連企業など幅広く業種を絞らずに積極的に工業団地のPR及び訪問を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、町職員の親類縁者や亙理に縁のある方が勤めている企業のさらなる掘り起こしを行い、幅広い企業誘致を行ってまいりたいと考えておりますので、議員の方々におきましても情報提供がございましたらよろしくお願いを申し上げますところでございます。

なお、工業団地の造成工事につきましては、すぐに取りかかれる状態を維持するものの、進出企業が見つかるまでは造成工事は行わずに除草程度の管理にとめたいと考えております。

最後に、今後の方針について申し上げますと、今申しあげました企業誘致活動を続けながら、今後立地希望する企業が出てきましたならば、随時議会の企業誘致支援特別委員会及び亙理町企業誘致対策本部を開催して、議員の方々、そして町職員によるご意見をいただきながら、県とも協議をし企業誘致を進めてまいりたいというふうに考えております。

なお、最後の方でのご質問の中で会計処理の問題が質問ありますけれども、この借りかえの手法についても1年をかけて昨年エム・セテック、エム・ソーラー等の進出撤回ということございまして、その後、県の市町村課と随時この企業

債の償還をどうするかということで協議を重ねてまいりました。それで、鈴木議員さんがおっしゃるように、財政調整基金またはその他の特別基金等も今後償還に関しては考えるべきじゃないかということですが、この工業用地等の造成事業というのはどこの市町村でも同じような、県の開発公社でも同じように起債を借りて対応しております、やはりこれについては別な形で進出企業が決まるまでは別会計でしっかりとした借り入れ等を行いながら一般会計で支援いただけたところはしていただいて対応すべきじゃないかということで、この件については国の方の総務省にも宮城県の方から協議をさせていただいて、こういうふうな世界の経済状況を勘案した場合に今後の対応としては、すぐはできないものですから昨年からはじめて今年度の当初予算に起債の借りかえの予算計上をぜひの方がいいんじゃないかという指導もいただいたところでございます。

そういうことから、今後どのような展開になるかわかりませんが、急に企業誘致が決まるかもわかりませんが、そういう形で、これはあくまでも予算に議決をいただけないとこういうふうな事務的な手続ができないということで、確かに利率の想定についてはまだ予定でございますが、1.8%程度ぐらいということで、県でもこのくらいの利率がやむを得ないんじゃないかということで、議員さんがおっしゃるような内容でございますが、基本的にはこの企業誘致等の売却が進まない場合の手法としては、このような手法で進むべきでないかということで町の内部でも協議させていただいて、やはりやむを得ないんじゃないかということで会計関係についてはそのような対応をしたところでございます。

以上でお答えいたします。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） 今、財政課長さん答弁しているようだけれども、我々は全然納得しない、あなたの答弁では、私は。一般企業会計とか皆さんのところで町長も企業的会計で企業的な町の財政とかやりますなんて言っていますけれども、これ民間で言ったならば借金借りているのに高い利子でまた借りて返す。そういうようなのは成り立つかな、民間の考え方でいったら。それをお願いします。皆さん、県からです、国からですと言われたって、我々は、なかなか町民というのは納得しないと思います、そういうやり方では。

農地・水は財政的な支援で今後、私もこの前地元の農家組合、実行組合の方の総会に顔出しました、二つの行政区の中で。やはりこういう財政的な支援があれば我々も励みになるし、今後とも続けていきたいなというような話になったので、だけれどもこの事業は将来的にこのまま続くんでしょうかと。いや、私は、時限立法の5年の期限つきだという話は素直にしました。来年からどうなるのや。そういう回答が返ってきたんですけども、これは町長が19年トップダウンで亘理町はやるといような話で持ってきた事業だと思います。ただ、補助も国が2分の1、県が4分の1、町負担が4分の1で総体的に5,000万ぐらいの事業だと思いますけれども、5,000万という事業がもし23年で切れて24年から町単独となった場合、大変な支出になると思うんです。これが10年続けば5億円だと。そういう町単独の支出が出てくるわけです。やはりこういうのは今から国なり県なり、町長さんは自分のトップセールスで後年度においてもこの事業は我々の地域には必要なんだよ。国県補助、ぜひこの事業を続けてやってくださいというようにひとつもう前もって声がけしていただいて、情報を早く流し、いや、来年もあるよだから皆さん一生懸命やってくださいと。そして、関係団体を巻き込んで、先ほど課長言ったようにいろんなもので、まちづくり協議会もそれもいいでしょう。そういうことで、大いにこういうのはやはり農村の環境、亘理町の光と緑にかがやくまちづくり、田園都市ですから、そういうのを十分にやってくるように、まずその辺の回答をひとつお願いします。

先ほどと、あとまちづくり協議会、答弁では何かどのような動きになる、具体的なことが見えてこないんです、課長の答弁では。まちづくり協議会を平成22年度では立ち上げた、まだ二つ残っているけれども。このまちづくり協議会の動きというのはどうなるかと。期待するんだけど、どう動くのかと。動かしてみても初めて幾らの話だから。まだ立ち上がってないところもある。実際に22年度では1,700万の予算をつけていると。これは流すようになるし、これは国県補助だと思いのね。それを流すようになるような事業になります、二つ分動かないんだから。実際にほかのところできたって、もう3月できたか12月できたか、その辺の間隔でできているので大体4分の3ぐらいは流すような事業になる、人件費だけです。そういう事業を組んでいるわけです。23年度でこれがどういうよう



な動きをするかと。町はどのように接していくのかと。その辺の回答が入っていない。

そして、1,700万ですから、22、23年、これは多分23年度でこの事業の補助は終わると思います。その後はどのような形になっていくのかわかりませんが、私が考えるのは、町のいろいろな実施計画の中でもソフト面の事業があると思うんです。そういうものを抽出して各地域に合った事業を提供して、その中から何か二つか三つはその地域のまちづくり協議会でやれるものを手挙げていただいて、そしてこの事業に取りかかってくださいと。そういう町主導の面もあってもいいと思うんです。そうしたら、協議会はやりやすい。それを主にしてやって、そのほかいろんなものもつけ加えていけば大きな活動になると思うんです。その辺の手法がまず私には見えてこないんです、あなたの説明では。そして、そうしていくと、随時活動が広がっていくと。そういう方向の考え方と取り入れ方をやっていけばいいのかなと思っているんですけれども、その辺の回答。三つの面をお願いします。

議長（岩佐信一君） 町長。

町長（齋藤邦男君） 農地・水・環境保全事業、これについては平成19年度、そのものについては東北農政局並びに県の、やはりこれからの水田あるいは環境を守るということでぜひ国、県からの要望ということで5カ年事業ということであったわけでございますけれども、受け取る前から、これについては継続してもらわないと5カ年で事業をやめますとその後どうするんですかということで、これは念押しをしております。そういう中で、ただ政権も交代したわけでございますけれども、これについても国、県に対しましても毎回のように要望しておりますので、これについては23年度だけでなく継続してやりたいと思っております。しかし、どうしてもこの補助制度がもしくはカットされた場合についても、今までも江弘いというか、水路の側溝工事とか1,200万円ほど一般財源でやっております。それに、もしなくなった場合でございますけれども、やはりこの農地・水・環境を守るのは必要であるということで、今後とも国、県に対しまして陳情、請願をしてまいりたいと思っております。以上でございます。

内部的な内容については担当課長から答弁いたします。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） まず、農地・水・環境保全対策につきましては時限立法ということで23年に終わります。先般、農水省の農村振興局の農地資源課の課長補佐さんと全国圃場整備事業の研究検討委員会という席でお会いする機会がありました。この中で、今取り組んでいる農地・水のことにつきましてお話しした経緯があります。この農地・水につきましては、自民党のときにできた事業でございますが、民主党もそれなりに継続している事業だと。今後もやはりその多面的機能、そういうものを残すためには必要だということで、この担当官の方もそこではっきり23年以降もやりたいということは出てませんけれども、その形で進んでいきたいというような言葉をちょうだいしているところでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） まず、第1点目の工業用地等の造成の特別会計でございますけれども、議員さんのおっしゃるような高い利子を払わないで一般会計である基金等の活用、そのとおりでございますけれども、うちの方でもそのような手法も視野に入れながら慎重に対応していきたいということで、そういうふうな対応が厳しい状況である場合にはやはり借りかえをせざるを得ないんじゃないかということでの準備をするというのは、これは万全な施策ということでやらせていただきたい。ですから、この地方債に関しても借りかえをする金額についてもできるだけ、利息が発生しますので利息を軽減するために年度ぎりぎりつなぎをさせていただきながら対応して、企業誘致が1社でも決まらない状況であればやはり借りかえをせざるを得ないのかなというふうに考えているところでございます。

しかし、議員さんの考え方はやはり町民の方も何もむだな利息を払う必要ないというのはだれでもがわかっていることございまして、これについては23年度で全力挙げてそういうふうに少しでも経費が軽減できるようにやりたいというのが基本でございます。しかしながら、やはり第4次総合発展計画の中では工業団地を互理高屋地区に整備をするということでの計画に基づいてたまたまエム・セテック社が進出したいということで加速した事業ございまして、そういうことからして先行投資というのも当然あり得ると。ですから、決して企業を誘致する

際にその利息分も含めた形で土地代の設定というのをまた再度特別委員会の方で協議をさせていただきますけれども、そういう含みを持っておりますので、これをすべて町民の負担というか、町の一般会計の負担で行うというふうな基本的なスタンスではないということをご理解いただきたいというふうに考えています。

次に、3点目の協働のまちづくり協議会での体制がどうなるのか全然動きがわからなかったというお答えでございますが、今年度、22年度の3月末で設置する協議会が二つあるということで、まだまだ半年とゼロカ月ということで温度差がございます。そういうことから、第1回目の回答では体制整備を図り、その力が十分発揮できるよう環境整備を行っていききたいということでお答えをしたところでございます。やはりしっかりと町づくり協議会の専従職員2名ないし3名を置いておりますので、その方々の指導、育成もやっていかなければならないと。そういうことから、無理に最初からもうまちづくり協議会に押しつけをしてしまいますと地域の主体性が出ないということも想定されておりますので、今年度、23年度は体制整備を図って力をつけてまちづくり協議会を自立できるように育成していきたいと。

そういう中で、議員さんが提案されたように、ソフト事業について現在ももう既に設置されているところで提案されている事業が出てきています、ソフト事業で。こういう事業、ぜひまちづくり協議会の方でやったらいいんじゃないかというご意見もいただいています。やはり全体が立ち上がってから今度すぐ4月早々に連絡会を開いて各地区の実態を把握させていただきながら、町からも積極的に地区からの要望があればソフト事業についてはしっかりとまちづくり協議会の方で事業計画として位置づけて事業を展開していただきたいと。

そういう中で、今2点目で質問ありました農地・水・環境保全事業の取り組みについても、やはりまちづくり協議会の中ではこの組織メンバーの中に、例えば農家組合の代表の方、農業委員の代表、または営農組合の代表、土地改良区の代表とかそういうふうな環境保全のために農家、非農家も含めた環境を向上させるための事業展開したいということで、そういう人たちも全部メンバーの中に含んでおりますから、まちづくり協議会の中での一協議会ではそういう事業も今後、例えば国の補助金がなくなった場合は地域の中でしっかりやった方がいいんじゃない

ないかというご意見もいただいておりますので、そういうのも含めて今後体制整備に努めていきたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 鈴木高行議員。

9 番（鈴木高行君） まず、農地・水からいきますけれども、町長さんも課長もいい事業だからこれをずっと継続してやっていきたいということで、国も県も政党、上の方がかわってもこの施策が認められるようにやればいいんですけれども、万が一もし補助事業として23年で終わった場合の対応として、町単独でこのままの予算で5,000万円でやれるのか。その辺の、来年度のことですから23年はいいですけども、そういうものをやはり事前に活動する6支援団体、それから関係機関等に情報を流すとかいち早く、活動が鈍ってまた道路とか側溝とか用水がもとに戻るとな状況になったんではうまくないんで、事業費が何ぼになるかわからないんですけども、5,000万はいかない、もし単独でなった場合とかそういう情報は事前に流しておいて、その裏で国、県に一生懸命この要請していくとかそういう情報をやっていただきたいと思うんです。そうでないと、せっかく機運が高まったのがまたなえてしまったりそういうことになるんで、せっかく5年間も継続してやったんだから、これはずっと継続してやっていくべきだと思います。なおさら齋藤町長のトップダウンで始まったやつだから、これは継続させるというような意気込みでお願いしたい。これは答弁お願いしません。

次に、工業団地について、会計について。今は変更とかそのような考えないように私はとったんですけども、実際の話です。これで9億円返す。これが事業と言えるのかと、特別会計としての。将来を見越して何年先に処理できるかわからないけれども、あの土地が。企業が出てくるかわからないけれども、その間ずっとこうやって1.8%の利子で継続して支払っていく。そういう姿勢じゃなくて、やはり我々にも町民の方々にも、いや、毎年13億のうち償還金は2億円ずつ計画的に返しますよとか、そういう姿勢というのは私は必要でないかと思うんです。そうすると5年でなくなります。10年かかりませんと。その間にいい値段であればさばればどんと返しますとか、そういう会計の処理方法。こういう自転車操業でなくて、そうしたら我々も町民の方々も理解するのではないかなと思います。

そして、この町民というか一般会計からも、昨日の話では万が一の場合は一般会計からの繰り出しもするよという町長さんの話ですけれども、そうなった場合、町民生活への影響、住民サービスの向上という面では何なりかの影響は出てくると思うんです。一般会計を削ってそっち側に出してやるということは、1,000万、2,000万の金ではないと思います、それがそうなった場合は。億の金を繰り出すような形になると思うんですけれども、そうなったら住民生活、サービスには何ら影響出てくると。出てこないとは私は言えないんです。だから、それは納得してくるけれども、当分5年間は2億円ずつ返すんだと、そういう姿勢が私は必要だと思うんです、この会計を維持する、償還金を返すというのに。利子ばかり毎年1,700万ずつ返すというような形でなくて、そういうことをひとつ検討、今年はどうなるかわからないけれども、いずれ検討する会計だと思います、ここの会計は。

あと、まちづくりについてお話しします。

さっきの答弁では、何か町がどのような支援するかちょっと見えない。私は、支援する体制としてソフト事業、町の実施計画のソフトの中から出して選択させると。協議会からソフト的に上がってきていると言うけれども、立ち上がったのはまだ三つ。そして、行動しているのもよくよくないと。また、組織的に協議会が会長できて区長さん方がだっと名前連ねて、あと各種団体が入っていて活動に移しているところなんてまだ私は見受けないんだけど、そのような団体で支援するとか23年度でこう言っているけれども、何を支援するのかわからないんです。だから、その活動しやすいような体制を支援するというのが町の役割だと思うんです。そうした場合、ソフト事業が十あったならば、その中からこのまちづくり協議会はどれか自分にあったものを選択してやったらどうですかと。そういうのを一つの起爆剤にして立ち上げていけば、これについていろんな周りの方々から意見が出てきて、いや、じゃあこっちもやれる、あっちもやると。そういう発展性が出てくるのかなと思います。

あと、この事業の人件費は先ほど言ったように緊急雇用経済対策から出てきた人件費だと。これはいつまで続く事業かわからないですよ。多分近々に切れるような事業だと思いますけれども、こういう補助事業で事務局職員の人件費に充

当しているということになれば、この財政措置だって毎年1,700万ですよ。これも町単独の事業になってくる。今だからいいけれども。こういう人件費を出さないような方法というのも一つの協議会のやり方だと。それには、地域にはいろいろな優秀な人材の方々がいると思います。そういうものの活用、ボランティア的な活用をそうやってやっていけば、私も当てにされているんだなど。協議会に参加していい知恵を出し合っているいろいろな事業に参画してみようと。そういうような発想が出てくると。そういう面には、やはりこのまちづくり協議会がまず行動するための発想は何なのかと。町が支援することは何なのかと。きちんとした整理して、ただ協議会つくってください。あと勝手にやってください。それではこれは動かないです。課長は今度3月で終わるかもわからないけれども、そういうことちゃんと指示して協議会のあり方、今後の動き方とかその辺も指示していかなければだめだ、だれになろうとも。こうやってからこそ初めて住民が参加するような地域づくり、まちづくりになるということを施政方針で言っているんだらうから、そういうものを方針、これの方針をきちんと整理して今後に当たっていく。その辺の回答。

議長（岩佐信一君） 産業観光課長。

産業観光課長（東 常太郎君） まず、農地・水の今後の活動支援についてどのように進めるかということなんですけれども、確かにそれは議員さんがおっしゃったように5年間の中で非農家を取り込んで活動してまいりました。結構パーセンテージからいうとしゅんせつ、草刈り等については、19年度につきましては40%ぐらいの参加率だったんですけれども、今は約50%、徐々に浸透してきたのかなど。そういう多面的機能を守っていくためには必要なんだなというような仕組みは住民もわかってきた。

そういうことで、今後その農地・水が国の支援がなかったらどうするのやというような話なんですけれども、まず考えられるのは、先ほど町長が言ったように、この農地・水やる以前にも江払い等について支援していました。今回、農地・水につきましては4,800万ぐらいの形でやっているんですけれども、町負担がその4分の1で1,200万ほど。その辺の1,200万円をベースにしまして、今後ボランティア、協働のまちづくり、そういう中でやってもらえれば、そのお金を4,800

万がずんずんずんずん薄くなってやっていけるような形でいけるような構築をしたい。

また、4月に各6支援隊の総会があります。その中で、23年以降の要望についてもお話ししますが、もしだめだった場合、取り組み等について再度このような構築でやっていきたいと。そうなった場合の今の対価につきましてもある程度考えさせていただきたいという旨を総会の席に説明したいと考えております。以上でございます。（「財源は考えていただける」の声あり）

財源は、今負担しております1,200万円をベースに考えていきたい。それを要するに町の今持ち出しが1,200万でございますので、それを倍とか3倍とかというのは今の会計上からいってちょっと難しいので、そのベースとなる1,200万を根底にお話しさせていただきたいと考えております。（「1,200万で説明するということね」の声あり）一番先1,200万を根底に話して、これ以上もう少し、いや、くださいとかなったら、その辺の浮き沈みはありますけれども、これの根底はあくまでも1,200万円を根底にお話しさせていただきたいと考えています。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、第2点目の工業団地特別会計の方なんですけれども、今私の方でも広報担当にも指示しておりますけれども、やはりいろいろな情報を町民に情報発信していただきたいということで、広報並びにホームページにこういうふうなことについて掲載をさせていただいて、町民の方からも理解を今後得ていきたいということで今指示をしておりますので、そういう形でやっていきたいと。

そして、今回の予算措置については、やはり今回の起債を借り入れた場合には、一般会計の当然財源が特別会計はございませんので、一般会計の繰り出しをしていただくということになりますけれども、あくまでも今回の予算計上については、当初予算の形を組み上げておきませんと今後の対応ができないということでの準備措置でございますので、実際に実行する上ではかなり早い前から議員さん方ともよくお話を申し上げて慎重に対応していきたいというのが特別会計でございます。

そして、あと今起債の償還関係でございますけれども、今の考え方としては、

この起債というのは最高で30年間認められる、期間が。償還期間が30年認められるわけですが、やはり今後の財政状況を考えた場合は、5年から10年がいいんじゃないかということで、県とも話し合った中で互理町に無理のないような形ということで今現在10年間の償還ということで考えているところでございます。それで、これは利子だけを払って最終に元金を払うんじゃなく、元利金債というのは、元金と利息を払っていきますからどんどん後年においては利息が下がっていくと。元金は均一でございますので9億1,600万を借りる予定ですから、その9,160万は変わらないんですけれども利息がどんどん元金が減っていきますので下がっていくという内容でございますので、よろしくご理解をお願いしたい。

その次に、3点目の……。 (「一般会計の言ってないよ。もし繰り出ししたら一般関係はどのような影響、住民サービス」の声あり)

一般会計から繰り出した場合に町民への影響でございますが、この起債の考え方としては、あくまでも普通の町税等の一般財源じゃなく基金の積み立てから取り崩して対応していただくという性質の、手引をごらんいただきますとそういうふうな総務省からの指導内容ございまして、基本的には基金から対応していただくという内容でございます。

次に、まちづくり協議会の方の関係でございますが、活動体制的にどんな活動をやっているかわからないということで、まず始まった段階ではまちづくり協議会が設立しましたよということでそれぞれの地区でかわら版と称しまして広報を出しております。それで、一番早いのは吉田西部で、その中で半年あるから人件費を少しでも削りながら、事務経費削って事業をやりたいということで、吉田西部地区で「めぐり逢い事業」というので一日、日曜日を費やして結婚相談事業というか、男性と女性の方を募集して、吉田西部地区ということで今回5名の方が参加していただいているいわきの常磐ハワイアンセンターの方に行って活動しているということで、これはまちづくり協議会で実際に動いている形でございます。ほかの地区については、23年度の地区計画を今それぞれの部会に分かれて毎日のように、毎晩のように計画を立案しているところでございます。そういう形で町もそれに対しては、例えば役員会、専門部会がある場合は担当制を設けておりますので、企画財政課の職員、または支所、公民館の職員のお手伝いも一緒



にいただきながら支援をさせていただいているという状況でございます。

あと、人件費の問題については23年度の緊急雇用事業が終わりますので、23年度で約800万ほどの事業経費がなくなるわけでございます。今後については、やはり町の方の一般財源を利用しながら協働でやれるものはお互いに住民と協働で実施をしていきたいということで、今後いろいろなソフト事業が展開できるかと思っておりますので、そういうのを模索しながらできるだけ経常経費が増大しないように努力をしていきたいというふうに考えております。以上であります。

議長（岩佐信一君） これをもって鈴木高行議員の質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩をいたします。

再開は11時35分といたします。休憩。

午前11時27分 休憩

午前11時35分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑を行います。8番安藤美重子議員、登壇。

〔8番 安藤 美重子 君 登壇〕

8番（安藤美重子君） 8番 安藤美重子です。

私は、子宮頸がんとその予防について、そしてまちづくり協議会に対する支援についての2問を質問いたします。

1問目の子宮頸がんとその予防についてですけれども、子宮頸がんワクチンの接種に対して公的助成、平成7年の4月2日生まれの方から平成21年4月1日生まれまでの方です。学年でいえば中学1年生から高校1年生に相当する方について全額補助、いわゆる無料ということが決定されました。これを機に、全自治体で取り組みがなされることと思います。亘理町としても新年度予算に計上されております。そこで、町民に対しての周知方法はどのようにお考えになっているのか。それから、また中学1年生から高校1年生ということでもありますので、教育委員会、学校現場としてはどのような支援を行う予定なのかを伺います。

それから、2番目のまちづくり協議会に対する支援についてです。町では、現在三つのまちづくり協議会が設立されて今活動をしております。あと二つの地区でも間もなく設立される予定となっております。23年度においては全地区がスタ

ートラインに着いたということになります。新しい事業の基礎となる活動に対して、町としては今後どのような支援を考えているのかを伺います。

議 長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） それでは、初めに第1問目の第1点目でございます町民に対しての周知方法のご質問にお答えいたします。

まず、町といたしましては、3月号の広報及び町のホームページの方に掲載をして周知を図っております。このほかに、3月末、今月末でございますけれども、該当者へ直接郵送でお知らせをするというふうな予定でございます。あて先は保護者の方というふうなことになろうかと思っておりますけれども、そういった周知方法を考えておりますので、周知については十分図られるものというふうに考えております。

また、そのほかに2月でございますけれども、対象となりますのが現在の小学校6年生から中学校3年生までというふうなことになりますので、町内の各小中学校の養護教諭の先生と町の保健福祉課の保健師でもって情報の共有というふうなことで打ち合わせをまず行っております。さらに、その資料につきましては、同じく各小中学校の校長先生方の方にもお配りをしているというふうなことで情報の共有を図っているところでございます。

ただ、今回のワクチンにつきましては、あくまでも任意接種というふうな位置づけでございますので、ご本人あるいはご家族の方がご理解の上で、承知の上で接種していただくというふうな接種になります。そこで、周知につきましては必ず受けなくてはいけないものかどうか、言われたので接種をしたというふうなことがないように周知を図ってまいりたいと思っております。

1点目につきましては以上で回答とさせていただきます。

議 長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは、2点目の教育委員会へのご質問についてお答えいたします。

教育委員会といたしましては、第1点目での回答のとおり、情報の共有化ということで町の保健師との打ち合わせを行っております。今後も養護教諭を中心に町からの情報の提供を受け、各学校とも話し合いを持ちながら情報の共有化を図

ってまいりたい、このように考えております。

また、今回の接種につきましては任意接種ということで、本人や家族の考えで接種するかどうか決定するものと聞いておりますので、現段階では町保健師との打ち合わせなどにより情報の共有化を図りながら養護教諭による児童生徒、さらには保護者からの相談などがあつた場合には相談に対応するという考えでおります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） それでは、第2点目のまちづくり協議会に対する支援についてお答えをさせていただきたいと思ひます。

先ほどの鈴木議員のまちづくり協議会に関する質問でも回答しましたように、昨年の10月に吉田西部地区まちづくり協議会が設立されて以来、今年度において五つのまちづくり協議会が設立または現在設立予定であると。各地区の協議会の設立に当たっては、各協議会設立準備会発足当初から企画財政課の職員が担当制を設けるほかに3地区の支所長さん及び公民館職員の協力をいただき、それぞれの準備会に出席をいただいてそれぞれ準備委員の方々と一緒に設立に向けて準備を進めてきたところでございます。こうした経過から、各地区の協議会設立後においても各地区の内容を熟知した職員が担当制により各協議会へ行き、まちづくり協議会の運営にかかわる人的支援を行ってまいりたいと考えているところでございます。

また、財政支援の面から申し上げますと、22年度と23年度においては、先ほどもお話ししたとおり、ふるさと雇用再生特別基金等を活用してまちづくり協議会の体制整備を図る予定でございます。しかし、後半においてはそれぞれの地区で地区計画がみずから企画または策定される状況になっておりますので、今後においてはそれらの事業等も十分地区に、まちづくり協議会に計画的に推進していただきたいということで、この事業に係る経費についても今後協議をしながら補助金または交付金という形で要綱等を整備して財政面での支援を行ってまいりたいというふうに考えております。

以上で回答といたします。

議長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） 子宮頸がんは毎年全国で1万5,000人、とりわけ若い女性に多く発症し、約3,500人の方々が命を落しております。原因となるウイルスがわかり、ワクチン接種が始まっていました。いろいろな政党の方々でも、また女性団体でも公的助成を今までずっと訴えてきました。宮城県の35市町村の中で2月1日から実施しているところは仙台市を初め17市町村ございます。その2月1日より前に実施している市町村はお隣の岩沼市、角田市、名取市など10の市町村です。実施していないところは亙理町、山元町、白石市など8市町村で、これはすべて県南の市、町です。我が町は、健康、福祉、子育て支援、そして男女共同参画などに比較的理解のある町と私は認識しております。それなのにまだ実施していない8市町村の中に入っているということは非常に残念であります。特に現在の高校1年生が助成を受けられないということが非常に残念に思われます。どうして4月実施になったのか、その理由をお聞かせいただきたいと思います。

それから、まちづくり協議会のことについてでございますけれども、23年度4月で一斉スタートという形にはなるわけですが、この五つの協議会それぞれ地理的な面、施設的な面、それから整備的な面、それから構成されます人口構成の規模の問題など非常に独自性があります。その中で、適切なアドバイス、公平で均等な事業をこれから行っていく上で、その支援を行う基準をどこに置くのか。また、先ほど連絡協議会を立ち上げるとお話がありました。その連絡協議会とはどういうものなのか。また、今現在三つの協議会では3名体制で活動しておりますけれども、聞くところによりますと4月からは2名体制になるというお話も伺っております。

議長（岩佐信一君） 暫時休憩をいたします。

午前11時46分 休憩

午前11時52分 再開

議長（岩佐信一君） 会議を開きます。

安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） 再質問の途中なので、大変申しわけございませんけれども、もう少しおつき合ください。

来年度からは、23年度からは人員も3名から2名になるというお話も伺ってお

ります。そういうことについての今後の見通し。

それから、今まちづくり協議会では車も何もなくてそれぞれが自分の車を使ったりというふうに活動しているわけですが、そういう交通手段についてはどのようなお考えを持っていらっしゃるのか、それをお聞きいたします。

先ほどの子宮頸がんの件なんですけれども、子宮頸がんのワクチン接種という予防、それは子供たちにももちろんですけれども、その母親、父親、がんの予防、それから子宮頸がんを知る機会、情報提供ということで学校の果たす役割はとても大きいと思われまます。確かに養護教諭の先生、それからそれぞれ保健師さんと学校との打ち合わせも行っていきますということではありますけれども、授業の中、もしくはPTAの集まりの中、そういうときに担任の先生、養護教諭の先生、校長先生から一言、今年からこういう事業があります。ぜひ皆さんも積極的に受けられた方がよろしいと思いますという一声の声かけがとても大切かと思われまますので、その辺のことについてご答弁をお願いいたします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） まず、1点目の実施時期が4月からというふうなことに關してのご質問ですけれども、まずもって町の方でこの事業を実施すると決定したのが、この補助事業が出る前の話でございます。その時点で新年度から実施というふうなことで決定しておりました。その途中でこの補助事業が出たというふうなことで、再度医師会も含めまして検討いたしました。その際、心配になったのが、どうしても年を越してからの実施しか間に合わない時期でしたので、その前にやっていたら市町村というのは、それぞれの事情、いろんな事情も含めて公約的なものではじめた市町村がほとんどでございます。それ以外の市町村については、この事業が決定してから検討というようなことで始まったわけでございますけれども、その年度を越して始まるというふうなことですと周知期間が短い。それから、3月までに1回でも受けない場合については該当にならないというふうな要件もございまして、3月から始めるというふうな市町村も随分ありますけれども、その場合、何らかの都合でたまたま3月に都合つかない方については逆に受けられなくなるというふうなことで、逆に不公平感が出るだろうというふうなことで、先ほども申し上げましたけれども、他のワクチンの接種もござい

ますので、4月から一斉にというふうなことで医師会の先生方とも協議し決定したところでございます。

あと、国の方ではワクチンについては十分間に合うというふうなことでスタートしましたが、現在ワクチンが足りないというふうなことで報道になっております。結果的には、1月から始める市町村については、ワクチンが間に合わなくて年度内に1回目が受けられないというふうなことでストップしているようでございます。これも情報でしかないんですけども、新たな分のワクチンが間に合うのが7月になるであろうというふうな話でございます。そういったことを予想したわけではないんですけども、前年のインフルエンザワクチン等々もございましたので、かえって年度末の場合こういったこともあり得るのではないかということがありまして、医師会とも、先ほども言いましたけれども相談して4月になったと。

なおなんですけれども、国の方では3月にとにかく間に合わないというようなことで、急遽要綱を変えまして、そのワクチンが間に合わなかった分については1回目以降新年度になってからでも高校2年生認めるというふうに急遽変えるようでございます。ですので、そうなりますと、先ほど私どもが決定した要件と異なってまいりますので、それについてはおかしいというふうなことで、県の方に通知で国の方に、そういうことであれば、新年度ゆっくりやれるのであれば同じ条件で再度希望とってくれというふうなことで申し出をしているというふうな状況でございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 学務課長。

学務課長（遠藤敏夫君） それでは、学校関係の周知ということだろうと思うんですが、基本的には、先ほど回答しましたとおり、先日は校長会の中で保健福祉課の方からいただいた資料、これを各校長全員にお上げしまして内容を簡単にご説明させていただきました。そして、先ほど私が答えましたとおり、各保護者さんからとか生徒さんから質問等がございましたならば、やはり相談に乗ってあげるのが一番だろうと思っております。

それで、これからの内容につきましては、当然のことですけれども子宮頸がんワクチンということで今報道しているというような形で始まっているわけですか

ら、この部分についてはご相談に応じますけれども、あと総体的に一昨日教育長が一般質問にお答えしていますとおり、事業実施の中でもしできるものがあればの話ですけれども、ただこれもなかなか難しい状態にございますので、全般的にやはりがんの中でいろいろと工夫していただいて、先生方に工夫していただいて、そういった中で指導していかなければならないというふうに考えておりますので、今のところそういう形でご理解を賜りたいと思っております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 地震が続いていますけれども、再質問に回答させていただきます。

まちづくり協議会関係の基準をどのような考え方持っているかということでございますけれども、これについては議員さんがおっしゃるとおり五つの協議会にはそれぞれの人口規模もございますし、それぞれの地域性がございます。そういうことから、基準については今後要綱等を十分にまちづくり協議会の事務局の職員も踏まえながら町の方で調整をして考えていきたいというふうに考えております。そういうことから、議会の基本条例が出ますと恐らくこのまちづくり計画というのが議会の議決案件であればそういうところでもまた詳しくご説明したいと。

あと、この五つの町づくり協議会についての連絡協議会というか、余り協議会という規約をつくって難しくなるので連絡会ということで毎月定例的に情報を共有したいなということで、行政側とそれぞれのまちづくり協議会の職員が一堂に会して時間を割いて調整をしていきたいということで考えております。そういうことで、これももう既に3地区からは要望がございまして、今自発的に職員も行ってやっておりますけれども、全体になりましたら正式な形でやりたいというふうに考えています。

あと、体制については現在3名体制で3地区やらせていますけれども、これは亘理地区と逢隈地区が3月末で4月1日からスタートするということになりますと、なかなかやはり事務的なロスが多いものですから、そのための研修という意味で各地区に3名ずつ今のところ3協議会に配置をしております。そういうことから、4月1日からは2名体制にいききたいと。しかしながら、この緊急雇用の補

助条件が1年間雇用という条件もございますので、若干の期間については1年雇用を継続したいものですから、1名については亘理地区に3名体制で、世帯数、人口も多いということで3名体制をとっていきたいと。

あと、それぞれのまちづくり協議会の中で実際に地区回りをしたり何だりする場合、車がないといういろいろなないないづくしの問題がございます。これらについて、例えば外に出かける場合には、基本的には支所の車をお借りするというとなかなかこれも手続が難しいので、今のところ町の職務就業規則の中に町の旅費規定を準じていただきたいということで、1キロ当たり30円の旅費を支出していただくように事務局長の方にお話ししておりますので、そういう形をお願いするということを行っているんですけども、皆さんボランティア精神の旺盛な方なものですから、そんなのは要らないよというようなことで何か計上はないようでございますけれども、町としてはそういうふうな形で、今後全体的にもやはり整わない点については整備をしっかり進めていきたいというふうに考えています。以上です。

議長（岩佐信一君） 安藤美重子議員。

8 番（安藤美重子君） ワクチン接種の件でございますけれども、今回の助成は平成24年の3月31日までの時限的な助成でございます。先ほど課長の方からのお知らせですと、国の方でも若干ワクチンが足りなかったりということで内容に変更が生じるかもしれないので同じレベルにというようなことでお話があったんですけども、そのことは十分国の方にも要望していただいて、そしてこの1年間だけじゃなくて何とかこのままもう少しの間継続していただくことができないのかどうか。できるようにお願いしたいということと、それからできるだけたくさんの方にこの予防接種を受けていただくような形での方法をこれからもぜひ行っていただきたいと思います。

それから、まちづくりのことなんですけれども、先ほどのお話の中で農地・水・環境保全の方とのタイアップ事業であるとか、町の事務の一部負担とかいろんなことが考えられるようでございます。当初予算には人件費だけしかのってございません。事業費に関しては一切のってないので、それぞれ4月に総会を立ち上げたときには何ら事業計画、財政の裏づけがない事業計画にしかならないので



はないかと。それで総会進めていけるのかどうか、ちょっと私疑問に思っておりますので、そのところを少し説明していただきたいと同時に、そのまちづくり協議会ではいろんな事業ということでいろんな窓口のところいわゆる収入アップのために事業費の確保をするためにそれぞれの方たちが努力をしてお金を取ってこなければいけないというそういう認識でよろしいのでしょうか。そのところだけお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） 保健福祉課長。

保健福祉課長（佐藤 浄君） まず、国の方の見直しでございますけれども、先ほど申し上げましたとおり、本来であれば現在の高校1年生につきましては、今年の3月31日までに1回目を接種しなければ対象外とするというふうなことでしたが、ワクチンの量が足りないというふうなことで、それについて見直しをかけているようですので、そうなりますと、先ほども申し上げましたけれども、これからであれば十分広報の方もできますので、そういうことであれば亙理町の方もぜひとも延ばしてやりたいというふうなことがありますので、引き続き県を通して国の方に要望してまいりたいと思います。

それから、広報でなるだけ多くの方に受けていただくというようなことなんですけれども、今回のその制度そのものがちょっと変でございます、国で補助を出して、町で補助を出す。そのかわり、そこまでやっているんですけれども任意接種ですというふうな非常に中途半端な位置づけになっています。結局子ども手当のかわり、現物支給的なことがあるようですので、その辺で中途半端な対応になっているんだと思います。そういったこともありまして、来年度以降というか24年度以降については大分不透明な部分がございますので、国なりの動向を見ながらこちらの方でも対応を考えていきたいと思っておりますし、あと周知の方法につきましても今言ったようにあくまでも任意接種なものですから、積極的な勧奨というのができないというような部分もございますので、その辺うまく考えながら広報の方をしてまいりたいと思います。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 企画財政課長。

企画財政課長（佐藤仁志君） 2点目のご質問でございますが、人件費だけしか事業費が計上されていないんでないかということで総会がやれないんじゃないかというご

質問でございますけれども、今各3地区からの総会に向けての町への要望ということで、今回緊急雇用については人件費が60%以上というふうな条件で、残りの経費については運営経費ということに、事務的な経費というふうにさせていただいているわけでございますが、事務局の提案では人件費を四、五十万ちょっと予算、総会の際に総会の代議員の方々に了解をいただいて50万ぐらいを事業費に計上したいと。今後地区計画が策定されますので、まずそれぞれのまちづくり協議会から提案型ということで事業計画の事業の要望をしていただいて、今後要綱を定めまして補正予算等に対応して支援をしてまいりたいというふうに考えております。以上でございます。

議長（岩佐信一君） これをもって安藤美重子議員の質疑を終結いたします。

この際、昼食のため暫時休憩をいたします。

再開は午後1時といたします。休憩。

午後0時09分 休憩

午後0時59分 再開

議長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

総括質疑をいたします。6番高野孝一議員、登壇。

〔6番 高野 孝一 君 登壇〕

6番（高野孝一君） 6番 高野孝一です。

私は、わたり温泉鳥の海の経営について2点伺います。

この建物を建てるときから心配されておりました赤字経営、まさに通年営業3年目で突入です。予想していたとはいえ、これまでの利用収入の推移を見る限り、20年度の決算額と比較いたしますと22年度の3月2日補正後で4,930万円の減、率にしますと12.4%の減です。当然営業利益も減少しておりますので、借入金返済、支払い不足になるものと思われま。

一般質問1日目の高野 進議員の質問で今後の運営について答弁がありました。その内容に対し、高野 進議員は、それは当たり前のことですよ話しております。まさにそのとおり。開業時からやるべきサービスや取り組みがなされていない。23年度当初予算で鳥の海運営基金取り崩しで2,690万が計上されております。利用収入額をもう少し高く設定するとか、この取り崩しを回避すべきではな

いかと思います。考えを伺います。

2点目、売り上げが年々伸びております鳥の海ふれあい市場、こちらは本体である鳥の海温泉とは対照的で、20年度の決算額と比較すると22年3月2日補正後で147万円、率にすると120%の増、約2割売り上げが伸びております。売り上げといたしますか収入が伸びております。評判もよく遠くから新鮮な食材を買いに来てくれる安定経営ができる状態にあると思います。そこで、23年度の予算で財産貸付収入、いわゆる家賃の料金は見直しがあったのかどうかお伺いいたします。

議長（岩佐信一君） わたり温泉鳥の海所長。

わたり温泉鳥の海所長（作間行雄君） それでは、高野議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、平成22年度の補正に続き23年度当初予算で基金を繰り入れて歳入不足をどう回避するのかというふうなことでございますけれども、リニューアルオープンから3年を経過いたしまして、顧客リストを見ますとリピーターの数はふえていると感じておりますが、今後新しいお客様をふやしていくことにさらに力を入れていく必要があるのではないかと考えておるところでございます。まずはお客様に当館に足を運んでいただくことが一番大切かと思ひますし、平成23年度も従来の、今までのイベントのほかにさまざまな形でもってプラスアルファのイベント等を開催してまいりますとともに、経常的な経費の節減を図ることも大切かと考えておるところでございます。

また、機会あるごとにマスメディアを活用し広範にPRするとともに、これまで以上にわたり温泉鳥の海営業推進応援隊の皆様にご協力を賜り、二重にも三重にもPRと集客活動を展開してまいりたいと思ひおるところでございます。さらには、福島県や山形県などの県外への営業にも力を入れ、集客数を伸ばし収入の増に努めてまいりたいと考えておるところでございます。

なお、この席で甚だ恐縮ではございますけれども、議員の皆様方におかれましては当館においてのご法要、お祝い会、そのような席、おぜん等も準備してございますので、何とぞご利用のほどを、高い席からではございますけれどもお願いいたしたいと考えておるところでございます。

あと、2点目でございますけれども、ふれあい市場の関係でございますけれども

も、鳥の海ふれあい市場協同組合との話し合いを持ちまして、平成23年度の建物貸付料につきましては、現在も実施しておりますところの売上金の3%はそのままとして据え置きさせていただいております。これとは別にでございますけれども、協議の中で燃料光熱水費の負担分というふうなことで、電気代と灯油代を負担していただくというふうなことに協議が、合意がなされてございます。まず、電気代につきましては、1月の末にふれあい市場の方に使用の電力量を把握するためのメーターを設置していただきました。また、灯油代につきましては、冷暖房の使用分といたしまして、鳥の海本館の全体面積、建築面積に対するふれあい市場の面積分の比率でもってご負担をしていただくというふうなことで合意してございますので、23年度からは4月以降そのような方法でもって賃借料のほかに光熱費を負担していただくというふうなことになります。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 基金取り崩しの方です。回避する方法を今何点かお聞きしました。リピーターを求める。より多くの方に足を運んでいただく。イベントをする。マスメディアを利用する。これは何回も繰り返すようですけども当たり前のことなんです。それを今さら強調して言うことそのものが、大変私には不思議でならない。開業時から採用しております経験豊富であるプロの臨時職員、例えば支配人、例えば営業担当、この方たちというのは即戦力で使える方たちですね。高いレベルのスキルを持っている方と私は認識しているんですけども、その方たちの姿、その方たちの企画が見えてこない。何か当初から素人の方がやって失敗してああだのとううだのと2年も3年も繰り返してやっているそんな感じに見える。もう待ったがきかない状況です。本当にレベルの高い内容でやっていかないと大変経営に圧迫になります。その即戦力を培っていた方々たちの経営に対する企画力といいますか、具体的にどういうものがあつた。具体的にどういうものを採用した。お聞きします。

それと、協同組合、灯油代とか電気代、これは我々も町の施設をお借りしたときに利用料金としてその他で暖房代、冷房代、取られます。これも当たり前なんです。町長は、前に最初から組合に対し負担を強いることによって販売が停滞し

ては困る。まずもって3%、状況を見ながら将来的には検討すべき。今後議会と相談しながら組合と協議を重ねていきたいと話しておりました。もうその時期に入っていると私は思うんです。それを23年度に私は実行すべきじゃないかと思えます。いかがでしょうか。

議長（岩佐信一君） わたり温泉島の海所長。

わたり温泉島の海所長（作間行雄君） まず、当館におきますところのプロと今、高野議員がおっしゃいました支配人、あと営業担当、彼らはそれなりのやはり実績を持った方でございます。

まず、実際どのような具体的な内容かというふうなことにつきましては、営業担当の方はもちろん自分もいろいろな開拓といいますか、前の職場でいろいろなつながりがあった旅館等、いろいろつながりがあるようでございます、旅行会社等です。そのような方をつてに営業活動を展開しておりますし、また各種のイベントにおきましても、どのような方法でもって一番集客力を得られるかとか、その辺のマニュアル的なものを持っておりますので、それなりに私たちも内部でいろいろ協議しながらやっておるというふうなことでございます。

また、支配人におきましても、そのようなことの館内におきましての総括的な業務員、従業員の育成等もございますので、そちらの方等を主にやっていただいておりますけれども、最終的にはやはりその本館におきますところの執行部的な役職にありますので、その辺はお互いに調整し合いながら、とにかく何をやるにおいても相談、お互いに相談し合いながら実施しておるというふうなことでございまして、なかなか目に見えてこないというふうなことは、それは高野議員がおっしゃるのももっともかと思えますけれども、なかなかそれにうまく従業員もまだ、3年経過して素人ではなかろうと言われればそれまでではございますけれども、素人でもってまずやってきておりまして、ここまでやってこれたというふうなことで、私はその支配人並びに営業担当が精いっぱい実力以上の力を出してこのような形を築き上げてきておるんだというふうなことで、そのように考えておるところでございます。

それから、光熱水費の関係でございますけれども、この関係につきましては、一般質問でもご答弁、町長の方から答弁申し上げておったとおりのお話を高野議

員から今、そのようなことで3%というふうなことでふれあい市場の経営を圧迫しないで、あとその後は動向を見てというふうなことでございますけれども、これにつきましてもやはりお互いに当初3%でやってきまして、これを1%上げることによって、例えばその101名の出店なされている方の出店料でございますけれども、これらにはね返るような手法をとったのでは、これは組合の中におきましても、組合内部におきましても、非常に運営上苦しい面が出てくるかもわからないというふうなところが懸念されるわけでございます。町といたしましては、1%上げれば何百万とかですか、そのようなことで賃借料、貸付料は増収になるわけでございますけれども、その辺を組合員の立場に立った動向も判断しながら、そこは慎重に取り組んでいかないとなかなか市場としての経営をやっていく上においても円満にならない点も懸念されるのではないかというふうなことで、23年度におきましては3%はそのままお願いいたしまして、ただ電気料と燃料費の一部をやはり使用部分につきましてはご負担いただくというふうなことで合意形成がなされたわけでございます。以上でございます。

議長（岩佐信一君） 高野孝一議員。

6番（高野孝一君） 今の説明ですと、鳥の海温泉にかかわっている方皆さん素人なんですね。お金もらっているんですよ。素人でいいんですか。素人なりにやってすばらしい結果だという今褒めの言葉ですよ。素人にしてはこの数字でよかったと。お客さんからお金もらっているんですよ。素人という意識で取り組んでいいんですか。やはりプロの気持ちで取り組まないとだめです。普通3年間過ぎて、こういうのは結果ですから、結果は数字で出てくるんです。私が一番最初にお話ししたように、もう3年で赤字です。普通民間だったら臨時職員、特に支配人と営業の方、もう首ですよ。もうそれ以上にすばらしい人を多分見つけてこなければこの鳥の海そのものは経営成り立ちません。そのくらいの多分実力しかなかったのか、皆様のチームワークが悪かったわかりませんが、そういう今状態なんです。なかなか危機感がない。その経験豊富なプロの方も含めて、総支配人なり施設長、これは責任とるべきです。もう一度経営を立て直す人材の方を再考すべき、採用すべきじゃないかというふうに思います。

あと、温泉組合の方ですけれども、今1%も上げれば大変な状況になるかもし

れない。これはただそう考えているだけであって、1%上げることによって組合員の方たちの経営がどういうふうになるか、お話ししたりシミュレーションとか何かしたと全然今聞いてないんですけれども、そういうのはすべきじゃないですか。それでもって、やはり今の時点で1%上げるのが無理だからもう1年間様子見させてくれと。ただ、このレベルまで行ったらそれは実行させてもらいますよと。そういうような話をちゃんとして、我々にその情報を私は伝えるべきだと思うんです。こういうふうな同じ質問ずっと、皆さんもそうですけれども議員の皆さんもう機会あるたびに同じような質問して同じような答えしか来てません。将来やりますとか検討しますとかというふうな答えしかないのもう少し、もう3年たっていますので具体的に電気料は電気料でこれはもらうの当たり前なんです、灯油代とか。そのほかにあくまでも土地の面積に対する、単価幾らかわかりませんが、普通の計算でやはりもらうべきじゃないかなというふうに思います。

議長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 私から今の高野議員さんの考え方についてお話ししたいと思います。

いわゆるプロ意識がないんじゃないか、プロじゃないんじゃないかということの話ですけれども、例えば昨日の例で申し上げます。あるお客さんが参りました。そうしましたら、これは料理の出し方、支配人の配慮で料理の出し方をいわゆる時間に合わせながら出しました。お客さんは同じ料理でございますけれどもえらい感激をしたようであります。これはけさ報告受けております。

それから、営業担当でございます。これは1週間前かな。実は、1週間か10日前ぐらいだと思います。わたり温泉に参りまして福島の方でございます。実は帰って腹ぐあいが悪くしたということで入院したそうでございます。これはわたり温泉のいわゆるホッキ飯を食べてのせいじゃないかということで電話があったそうであります。当方の方ではそういうあれがございませんということでお答えしたそうでございます。ところが、本人は岩沼保健所の方に電話あったそうであります。保健所のあれとしては、いわゆる福島保健所を通じてということで岩沼保健所の方まで来たわけですけれども、鳥の海温泉としては当時の事情を説明し、

保健所の方では異常なしということだったわけですがけれども、本人は納得しなかったようでございます。我々としましては、実は私までも報告があったわけですがけれども、こちらの方の落ち度がなくていわゆる陳謝ということはやはり通常役場の発想からしてはそれはしないわけでございます。こちらの落ち度を認めることになるんじゃないかということで。そういった発想だったんですけれども、いわゆる営業担当の飯沼は、今までの15年の経過の中で、それはそれとして恐らくは最初の電話の対応が大変失礼をしたんじゃないかというふうな判断の中で、それは福島まで行っていろいろとお話を伺って会うべきじゃないかというような飯沼の提案がありました。私もそうすべきだなということですぐ2人ほど派遣しました。そうしましたら、お客さんは十分に納得していただきまして、また来ますよということでリピーターになることを約束してくれたそうです。これはやはり今までの経験があったからそれができるわけで、経験のない全くの素人は電話の紋切り型で終わってしまうのではないかと思います。

それから、赤字赤字ということで2人の議員さんから言われるわけですがけれども、私の今の計算の中では決して22年度は赤字にはならないだろうというふうに思っています。2月末までで約6,053万ほどの償還金を既に返しています。そのほかに2月末までに2,193万ほど入湯税の積み立てをしています。合わせますと8,000万を超すわけでございます。そして、過日1,200万ほどの補正を組んでいただいたわけですがけれども、これは1月現在での営業状況、歳入状況を見てもし不足が出た場合ということでの実は補正だったわけで、今現在2月末までの現金残高約2,680万円です。昨日の7日までで約1,900万ほど現金残がございます。これらから推定しますと何とか今年はこの1,200万に、繰り入れは23日の予定しておりますけれども、何とかこれを使わなくても済むんじゃないかと。むしろプラスになって積み立てができるんじゃないかというふうな見通ししております。なお、7日までの営業成績は1日約110万となっています。そんなことで、決して私は22年は赤字にならないだろうというふうな見通しを立てていますので、念のため申し述べておきたいと思っております。

それからでございますけれども、これからの取り組みの中で最も大事なこととございますか、昨日の安田議員さんのお話の中でもたしか鶉の岬ですね、これがあ



ったと思います。鵜の岬の料理がいいわけですが、確かにいいわけですが、コースが、Aコースが6,800円、Bコースが5,700円です。値段の方はおっしゃってなかったようですが、手前どもで多いのは大体3,500円、それでオードブルの3,000円、大体2,500円です。しかしながら、それに見合ったやはり料理というのは当然考えていくべきだろうと。ただ、よく地産地消と申しますけれども、荒浜漁港である程度まとまって漁獲されるのはいわゆるカレイとサケじゃないかと思えます。そのほかの魚については、私がいた前の常識からしますと、いわゆる個撰品といいますか、ほんの少しずつということで、したがってこれを料理していくというのは相当な工夫が必要になってこようかと思えます。例えば、50人、100人単位というのは均一な品質が必要とされますけれども、そういった魚の種類が非常に少ないなというふうに私は見ております。したがって、これは一工夫が必要だなと、料理の面ではです。そのように思うわけです。

それから、人の面でございます。昨日の安田議員さんは料理のことを主に申しましたが、ふれあいセンターの理事長の菊地一男さんは、やはりこの間もここに、ここはたしか官営のあれだと思えるんですけども、人の対応というんですか、先ほど来出ている人の対応がすこぶるいいというふうな話をしています。実は、今年度初めてでございますけれども、たしか50万ほどいわゆる職員の研修費を来年度の予算に計上させていただきます。よろしくひとつお願いしたいと思えます。というのは、やはり議員さん方もいろんなところを研修し、実地に自分の目で見て、さわって、食べて、そしていろんなことが相当身についてくると思えますし、安田議員さんも今回そのための研修だったと思えます。今まで話はいろいろする。講習会したんですけども、いろんなところ、例えば競争相手の松川浦岩の子あるいはまた今言った鵜の岬あるいは仙台の秋保、そういった競合相手のところにやはり職員を派遣して研修させたいもんだなということで、今回計上させていただきました。いわゆる本物の研修して行って、議員さんおっしゃるようにやはりプロにしていきたいなというふうに思えます。

昨今、仙台のしにせのホテルが畳んでおりますけれども、そういった状況の中で、先ほど所長言いましたように、私どもの職員は非常に頑張っていると思えます。したがって、お願いがあるんですけども、やはり行きましたら、鳥の海温

泉にへ行ったら職員に肩をはたいていただいて、ひとつあんたら頑張っているなというその一言をひとつ議員さんもお願ひしたいと思います。

さらに、先ほど言いましたように、今年が一番の注力は、町長も言っていますように法事、祝いぜん、これを中心に備えています。それから、おふろ、入浴客、できれば1日本当に500人は欲しいなと私思っているんですけども、入浴客の増、これに努めてまいりたいと思います。

こういった点で、私は鳥の海温泉は、あそこは当然観光拠点、そしてまた町民の福祉の向上という二つの目的があるわけですけども、亘理全体というのは非常にすばらしい観光資源を持っています。ただ、町民各位はそれに気づいておりません。余り気づいてないと思います。ですから、ところがそれを今発掘するような動きがいろんな面に出ております。この間も東課長が四方山の方に黒森山から登って一つのルートを見てきております。一般町民の方がそのルートをたしか3日前もつくりに行っているはずでございます。総合的にしますと、わたり温泉鳥の海は完全に拠点になりまして、全体的な観光、新しい産業のどうしてもやはり核になるはずでございます。そういった面、ひとつ今後とも職員一同努力してまいりますので、温かいご支援をひとつよろしくお願ひしまして、最後になります。たしか議員さんところのお父さんは3回忌だったと思うんですけども、この間終わったばかりなんで大変残念なんですけれども、7回忌は鳥の海でひとつ。それから、ご親類の方にもひとつよろしくお願ひしたい。私からの説明とさせていただきます。以上です。（「支配人と営業の方の扱い」の声あり）

ふれあい市場でございますけれども、実は3%が高いのか安いのかという問題になるわけですけども、これはもともと何度も説明しているとおおり、組合の健全経営ということのまず観点からそのような設定をしたわけです。それと、役場の方のいわゆる賃借の方の規定からしますと、実は妥当なところだと思います。しかしながら、営業、こういったケースというのは大変珍しいわけですから、当然相手の営業によって、営業の成績によってはプラスしていくことはやぶさかではないですし、とりあえず先ほど所長言いましたように、電気代、それから冷暖房費、これは別途に、3%の別途にいただきますということで、23年度の営業の推移を見た中でいわゆる率を改定していくということでもって現在進めていると

ころでございます。

ただ、一言つけ加えさせていただきますと、あそこは組合の運営をして大成功だと思います。あれがもし直営でありましたら、恐らくは1日の売り上げは、私は20万ぐらいかなというふうに踏んでます。そういう面はやはり民活というのはすばらしいものがあるなど。それによって相当亙理のいろんな地場製品の活性化、それだけでもあそこの鳥の海がつくった価値があるなどというふうに理解しております。以上でございます。（「一つだけ質問答えてないんですけども。経験豊富で即戦力のある支配人とか営業の方をかえるつもりはございませんか」の声あり）

議 長（岩佐信一君） 副町長。

副町長（齋藤 貞君） 今のところは、そのつもりはございません。十分に給料以上にやっているといます。

議 長（岩佐信一君） これをもって高野孝一議員の質疑を終結いたします。

以上で総括質疑を終了いたします。

お諮りいたします。議案第13号から議案第22号までの10件については、本町議会の先例により、議長を除く19人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議 長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第22号までの10件については、議長を除く19人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上審査をすることに決しました。

この際、暫時休憩をいたします。

休憩中に特別委員会を開催し、委員長及び副委員長の互選を願います。

委員会の招集場所は、議員控室においてお願いいたします。

再開はベルをもってお知らせいたします。休憩。

午後1時31分 休憩

午後1時36分 再開

議 長（岩佐信一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

予算審査特別委員会の委員長及び副委員長が選任されましたので、その結果を報告いたします。

委員長に高野 進議員、副委員長に鈴木高行議員、以上のとおり選任されました。

なお、お諮りいたします。ただいま予算審査特別委員会に付託いたしました議案第13号から議案第22号までの10件については、会議規則第43条の規定により、3月16日までに審査を終えるよう期限をつけることにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（岩佐信一君） 異議なしと認めます。よって、議案第13号から議案第22号までの10件については、3月16日までに審査を終えるよう期限をつけることに決定いたしました。

明日3月10日からは予算審査特別委員会を開き、付託案件の審査を願います。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後1時38分 散会

上記会議の経過は、事務局長 佐藤 正 司の記載したものであるが、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

亘理町議会議長 岩佐 信一

署名議員 島田 金一

署名議員 安細 隆之